

氏名・(本籍地) 齋藤 知 明 (山形県)

学 位 の 種 類 博士 (文学)

学 位 記 の 番 号 甲第 103 号

学 位 授 与 の 日 付 平成 27 年 3 月 16 日

学 位 論 文 題 目 近代日本の宗教教育論の諸相—明治中期を中心に—

論 文 審 査 委 員 主 査 弓 山 達 也

副 査 星 野 英 紀

副 査 藤 原 聖 子

齋藤知明氏 学位請求論文審査報告書

「近代日本の宗教教育論の諸相—明治中期を中心に—」

論文の内容の要旨

本論文は、明治 20 年代、30 年代における宗教教育論を対象に、当時の教育言説で語られる「宗教」とはどのようなものであったのかを解明することが目的とされている。特に、能勢栄、井上哲次郎、澤柳政太郎など当時の教育界に多大な影響を及ぼした知識人に焦点を当て、「日本で宗教教育は可能かどうか」「宗教教育が可能であればどのようなものが相応しいか」などの議論を中心に検討が重ねられている。本論文で提示されるキーワードは「宗教的情操」と「宗教の本質」である。以下、各章の概要を論じる。

序章では、本論文の研究視座や先行研究の課題が指摘された後に、宗教教育を語る際に常に議論的になる「宗教的情操」概念の歴史や研究史が示されている。続く第 1 章は、本論文の総論的な性格を持っている。本章では、明治期の主要な教育雑誌である『大日本教育会雑誌』と『教育時論』を扱い、明治 20 年代における宗教教育論の展開を検討し分類を試みている。これにより、論争にまで発展した宗教教育論の本質的な争点を整理し、「宗教的情操」「宗教心」「信仰」は、明治 20 年代の主要な宗教教育論では出てこなかった

ものの、当時から散見できたことを明らかにしている。

第2章から各論となる。本章は、明治20年代の教育学者・能勢栄の思想と翻訳書を対象に、「宗教的情操」がどのような文脈のもと日本で使われ始めたのかが示されている。能勢が大きく影響を受けたヘルバルト主義教育学において「宗教的情操」は、「宗教の本性への自然な執心」と定義される。これは、「特定の宗教宗派を超えた神の観念」による「道徳的命令を遵守する」という感情のことである。つまり、特定の宗教宗派を超越する「宗教」という概念枠組みが日本に紹介される際に、「宗教的情操」という言葉も同時に使われ始めたのではないかとここでは結論付けている。

第3章では、明治30年前後に多く見ることができた「宗教の本質」論と、「宗教の教育利用」論を扱っている。ここでは、井上哲次郎の「宗教＝倫理」論の検討と、それと類似した4人の知識人の宗教教育論との比較を行っている。どの論者も「宗教」そのものではなく、ある程度加工した「宗教」を教育に用いようとした点では共通であったことが指摘されている。

第4章は、明治20年代、30年代に主に文部官僚として教育行政の中心的位置にいた澤柳政太郎の教育思想・宗教思想から、当時の宗教と教育の関係を描写することを試みている。ここでは、澤柳が宗教と教育は「人格の完成」を目的としている点で両者は共通であったが、宗教は学校で教えるべきではないとの考えを持っていたことが示されている。さらに、澤柳が「宗派色を抜いた宗教教育」についても否定的な見方をしていたことも指摘されている。これは3章で示される井上哲次郎とは異なる意見であるが、澤柳が宗派的な宗教そのものが学校外で必要であると考えていたことが、澤柳の半生や思想から解明されている。

第5章は、引き続き澤柳を対象としている。ここでは、宗教と教育の分離論を説いた澤柳が、どのような道徳教育を目指したのかについて考察が加えられている。それによれば、澤柳は「信仰」を重んじる道徳教育を理想としたが、この「信仰」は、「何かの宗教を信じる」という性格ではなく、「何かしらを信じる信念を持つ」ことを意味していたのであったと結んでいる。

終章では、各章のまとめと本論文全体で明らかになったことが論じられている。約言すると、それは学校での宗教の利用をめぐる「宗教の本質」に

関する議論が、この時期の宗教教育論の特徴であるという。「宗教の本質」に関する議論の文脈のなかで「宗教的情操」という言葉は使われ、また、他の表現でいえばそれは「倫理的宗教」であったし、「信仰」「良心」「情操」でもあったことが確認されている。

審査結果の要旨

本論文の意義は、明治中期の教育と宗教に関わる論争や出版物から共通する議論や問題意識の系譜を発見したことにある。それは学校教育における宗教の活用をめぐる「宗教の本質」に関する議論が展開され、この議論の中で「宗教的情操」は登場し、後には「倫理的宗教」（井上哲次郎）、「宗教的思想」「一種の世界観」（大西祝）、「宗教的思想」（鈴木大拙）、「信仰心」（村上专精）、「神秘的部分」（元良勇次郎）として語られる系譜である。

本論文前半では、この「宗教の本質」と「宗教的情操」を核に、明治20年代のヘルバルト主義教育学導入（能勢栄）で、それまで議論の主流ではなかった「宗教的情操」概念がもたらされたことを解明する。一方後半は、ヘルバルト主義教育学を学んだ澤柳政太郎に焦点を当てて、彼は「宗教の本質」という語は用いなかったものの、宗派色を後退させた「信念」「情操」を道德教育で重視し、能勢や前述の「宗教の本質」の系譜に連なるものであるという。

このように本論文は明治中期を中心に「宗教的情操」が登場する20年代から、この用語が文部次官通牒で用いられる昭和10年までの間の「宗教の本質」「宗教的情操」の議論の範囲と系譜を解明しようとしたものである。しかもこうした視点は現代の教育と宗教をめぐる議論—宗教的情操はもちろん、普遍的な宗教心、畏敬の念など—とも通じるものであり、わが国近代初期の資料を発掘し議論を浮かび上がらせようとした意義は大きいといえよう。しかし筆者のかかる試みが本論文において完全な形で成功をおさめていないのも事実であり、以下にその課題を整理していく。

第一に本論文のテーマに関わることであり、筆者は教育に宗教をどう活用するかという論争、「宗教的情操」の導入、「宗教の本質」をめぐる議論を、「宗教の本質」と「宗教的情操」というキーワードで一貫させようとしているが、それは十分とはいえない。「国家と宗教」（国家が宗教をどう利用するか）や

「世俗と宗教」（公教育における宗教性の濃淡）など、さらに広い、高次の次元から各章をまとめ直す努力が求められよう。

第二に本論文の射程を広げることが指摘される。第1章でも触れられているが、わが国の教育と宗教に関わる論争は教育界・思想界に対するキリスト教の多大な影響が背景にあることから、本論文第2章以降でもキリスト教への対応を十分に扱う必要があるだろう。また曹洞宗の学林から教育活動を始める中村春二（成蹊学園）や時代はやや下るが澤柳とも交流がありクリスチャンで卒業論文「宗教による教育の救済」を著した小原國芳（玉川学園）などの大正自由主義教育の担い手達にまで触手を伸ばすことにより、事例は増え、教育における宗教の利用をいくつかにパターン化できたのではないだろうか。

第三に「宗教的情操」がキーワードなら情操教育そのものの由来を解明する必要がある。本論文で扱われたヘルバルト主義は意志的情操教育と言われ、これに対してシュライエルマッハーの宗教的情操教育との関わりではなく、なぜわが国ではヘルバルト主義が「宗教的情操」と結びついたのがまず解明されなければならない。

しかし筆者も上記の課題を十分に理解しており、「宗教的情操」概念の淵源やわが国における展開の継続的な探究、そして大正期に教育と宗教に関して発言力を有していた婦一協会を軸とした文献調査にすでに着手しており、一定の見通しも得ているという。また2014年に発足した日本いのちの教育学会の発起人として名を連ね、上述のような今日的な課題にも取り組む姿勢を示している。本論文は、こうした今後の研究活動の弾みとなることは間違いないもなく、博士（文学）の学位に相応しいものと判定する。